平成２６年（フ）第１８１４号
神奈川県藤沢市湘南台７丁目27番地の19　アドバンス湘南202、開始決定時の住所神奈川県藤沢市遠藤757番地の19
破産者　清水　　誠
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３８号
横浜市戸塚区名瀬町779番地110
破産者　藤村　直子
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１０号
横浜市瀬谷区橋戸３丁目30番地２　武美荘Ａ102
破産者　角田　　豊
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４号
富山市千成町18番12号
破産者　中島梨津子
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１００号
富山市北代3800番地23　㐂野重雄方
破産者　内山　安治
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４６号
金沢市入江１―550―１　Ｍ・Ｎ５　102号、開始決定時の住所金沢市高畠３丁目52番地
破産者　山田　嘉彦
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７８６号
広島市安佐北区可部町大字勝木1288番地の65
破産者　谷川　勝三
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第６３号
香川県坂出市久米町１丁目13番17号フォブールＭＯＷ203号
破産者　田中　秀昌
1　破産債権の届出期間　平成27年９月11日まで
2　一般調査期日　平成27年10月30日午後１時30分
平成27年７月31日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第３２号
滋賀県野洲市冨波甲62番地48
破産者　川崎　忠司
1　破産債権の届出期間　平成27年９月14日まで
2　一般調査期日　平成27年10月２日午前10時20分
平成27年７月31日　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９９号
神戸市垂水区神和台１丁目2133番地の18
破産者　岩崎　眞治
1　破産債権の届出期間　平成27年９月28日まで
2　一般調査期日　平成27年10月27日午前11時20分
平成27年７月30日
神戸地方裁判所明石支部破産係

債権者集会招集

平成２６年（フ）第２１１７号
大阪市北区曽根崎新地１丁目５番２号
破産者　株式会社日本遊技システム開発機構
1　期日　平成27年９月11日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３６８３号
東京都世田谷区砧８丁目23―３
破産者　松村　圭子
免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
平成27年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０６７号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社ワイケー商事
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０１３号
東京都千代田区鍛冶町２丁目７番12号
清算株式会社　株式会社セーフティー・ガード
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０３３号
東京都品川区西五反田３丁目６番33号
清算株式会社　エフエルワイ株式会社
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第４７号
愛知県岡崎市伊賀町154番地４
清算株式会社　株式会社龍城化成
代表清算人　淺井　明人
1　決定年月日　平成27年７月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０２３号
東京都千代田区大手町１丁目８番１号
清算株式会社　ワイエム企画株式会社
代表清算人　宮倉　泰男
1　決定年月日　平成27年７月29日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　担保権付債権
1　定義
「担保権付債権」とは、協定債権のうち、清算株式会社が所有する不動産その他の資産について、特別清算開始決定日までに対抗要件を備えた担保権（会社法522条２項所定の担保権に限る。以下同じ。）が設定されている債権で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
2　担保権付債権への弁済
担保権の対象となっている資産を速やかに換価処分し、換価代金から当該換価手続に係る税金・仲介手数料・登記手続費用等の諸費用を差し引いた上で、担保権の優先順位に従い優先弁済を受けうる金額の範囲内で各担保権付債権への弁済に充てる。担保権付債権への弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当されるものとする。
これにより現に弁済に充てられた金額をもって、その担保権で担保された範囲とし、これを超える残額については、下記第２の一般債権として扱う。
また、担保権付債権を有する者が担保権を放棄した場合、当該債権は下記第２の一般債権として扱う。